

御坊市下水道事業経営戦略

(計画期間：令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

御坊市上下水道事務所（下水道事業）

・はじめに

下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、市民の快適な生活環境を支える上で欠くことのできない重要なライフラインです。

御坊市の下水道事業においては、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業を実施しています。本市で初めて整備を開始した集合処理は、農業集落排水事業の富安地区であり平成6年度に事業採択され、平成10年には一部供用開始しました。その後、平成7年度には上野・楠井地区、平成8年度には野島地区、平成14年度には加尾地区が事業採択され、平成19年度にはこれら4地区のすべてが全面供用開始となりました。事業規模としては、4地区の合計計画処理人口が4,730人、供用開始面積が63ヘクタール、管路施設延長が24.8キロメートル、総事業費は約46億円となっています。

一方、特定環境保全公共下水道事業は、塩屋地区で行われ、平成16年度に事業採択され、平成23年度に一部供用が開始されました。現在での経過年数は15年経過と、集合処理施設の中で最も新しい施設となります。事業規模としては、計画処理人口が2,300人、処理区域面積が77.8ヘクタール、完成時の予定管路施設延長が27.5キロメートル、予定総事業費は約65億円であり、令和7年度予算により事業完了予定となっています。

この2つの事業が本市において集合処理区域を形成し、それ以外の区域については、個別合併浄化槽区域となっています。

本市において下水道事業を運営している組織体制は、令和4年度まで、組織名称を「下水道課」として特別会計により下水道事業を実施しておりました。

しかし、将来にわたり安定したサービスを提供するためには、より自立した経営体制が必要となります。そこで本市においては、下水道事業の経営基盤強化を図るため、令和5年度より地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計への移行を通じて、経営状況の明確化、適正な資産管理と更新財源の確保、および経営の健全化と持続可能性の確保を図っています。

この法適用に伴い、組織名称を「下水道事務所」と改めた後、令和6年度の全庁的な組織改編に伴い、水道事業を運営していた水道事務所と統合し、現在は組織名称を「上下水道事務所」として、水道事業及び下水道事業を一体的に運営しています。

事業経営の面においては、本格的な人口減少社会の到来や節水機器の普及等により、有収水量が減少し、使用料収入は伸び悩む傾向にあります。一方で、前述のとおり農業集落排水施設を中心に整備から相当年数が経過しており、機械設備等の老朽化が著しく、今後、大規模な更新工事を行っていく必要があります。

このように、収入の減少と更新費用の増大が見込まれることから、経営環境は年々厳しさを増しており、使用料収入のみで全ての経費を賄うことは困難な状況です。そのため、不足分については一般会計からの繰入金により補填せざるを得ず、財政運営上の大きな課題となっています。

こうした課題に取り組み、将来にわたって安定的かつ持続可能な下水道サービスを提供していくため、本市では中長期的な視点に立った「御坊市下水道事業経営戦略」を改定しました。今後はこの戦略に基づき、計画的な施設更新と健全な経営の維持に努めていきます。

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
・経営比較分析表（令和6年度）公共下水道事業	5
・経営比較分析表（令和6年度）農業集落排水事業	6
2. 将来の事業環境	7
(1) 区域内の人口の予測	7
(2) 有収水量の予測	8
(3) 使用料収入の見通し	8
(4) 施設の見通し	9
(5) 組織の見通し	9
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
■下水道事業／収益的収支（①公共下水道事業・②農業集落排水事業）	11
■①公共下水道事業／収益的収支	12
■②農業集落排水事業／収益的収支	13
■下水道事業／資本的収支（①公共下水道事業・②農業集落排水事業）	14
■①公共下水道事業／資本的収支	15
■②農業集落排水事業／資本的収支	16
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	17
(3) 投資・財政計画（収支計画）に見反映の取組みや今後検討予定の取り組みの概要	18
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	18
(1) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	18
(2) 下水道使用料の適正化に向けたロードマップ	19

御坊市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	御 坊 市
事 業 名	:	御 坊 市 下 水 道 事 業
策 定 日	:	令 和 8 年 3 月
計 画 期 間	:	令 和 8 年 度 ～ 令 和 17 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定環境保全公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩屋処理区 平成23年度供用開始 (供用開始後15年経過) ■ 農業集落排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富安処理区 平成10年度供用開始 (供用開始後28年経過) ・ 野島処理区 平成12年度供用開始 (供用開始後26年経過) ・ 加尾処理区 平成19年度供用開始 (供用開始後19年経過) ・ 上野・楠井処理区 平成11年度供用開始 (供用開始後27年経過) 	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定環境保全公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> 塩屋処理区：25.6人/ha ■ 農業集落排水事業 <ul style="list-style-type: none"> 富安処理区：29.2人/ha 野島処理区：42.2人/ha 加尾処理区：34.4人/ha 上野・楠井処理区：41.5人/ha 	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	5 処理区 (特定環境保全公共下水道事業：塩屋、農業集落排水事業：富安、野島、加尾、上野・楠井)		
処 理 場 数	5 箇所 (特定環境保全公共下水道事業：塩屋浄化センター、農業集落排水事業：富安、野島、加尾、上野・楠井処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>■ 特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" data-bbox="408 237 1158 450"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th rowspan="2">超過水量</th> <th rowspan="2">超過料金 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10㎡まで</td> <td rowspan="5">2,420円</td> <td>10㎡を超え50㎡まで</td> <td>77円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え200㎡まで</td> <td>132円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え1,000㎡まで</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超える分</td> <td>176円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※御坊市下水道条例別表（第17条関係） 上記料金には、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>■ 農業集落排水事業</p> <table border="1" data-bbox="408 506 1158 629"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>区分</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭用</td> <td>使用者5人まで</td> <td>550円/1人加算</td> </tr> <tr> <td>使用者6人目から</td> <td>330円/1人加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基本料金 2,530円 基本料金+使用者の人数分を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※御坊市農業集落排水処理施設の管理に関する条例別表第1（第8条関係） 上記料金には、消費税及び地方消費税を含む。</p>	基本使用料		超過水量	超過料金 (1㎡につき)	基本水量	金額	10㎡まで	2,420円	10㎡を超え50㎡まで	77円	50㎡を超え100㎡まで	110円	100㎡を超え200㎡まで	132円	200㎡を超え1,000㎡まで	154円	1,000㎡を超える分	176円	用途	区分	使用料（月額）	一般家庭用	使用者5人まで	550円/1人加算	使用者6人目から	330円/1人加算			基本料金 2,530円 基本料金+使用者の人数分を加算
基本使用料		超過水量	超過料金 (1㎡につき)																											
基本水量	金額																													
10㎡まで	2,420円	10㎡を超え50㎡まで	77円																											
		50㎡を超え100㎡まで	110円																											
		100㎡を超え200㎡まで	132円																											
		200㎡を超え1,000㎡まで	154円																											
		1,000㎡を超える分	176円																											
用途	区分	使用料（月額）																												
一般家庭用	使用者5人まで	550円/1人加算																												
	使用者6人目から	330円/1人加算																												
		基本料金 2,530円 基本料金+使用者の人数分を加算																												
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>■ 特定環境保全公共下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記、一般家庭用と同様。 <p>■ 農業集落排水事業</p> <table border="1" data-bbox="424 835 1174 1070"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>区分</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校・保育所等用</td> <td>132円×利用者数</td> <td>132円×人数</td> </tr> <tr> <td>利用者数が少ないものにあつては使用者5人以上の所帯の金額を適用する。</td> <td>最低金額 5,280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所・事務所等用</td> <td>水道使用量50㎡以下</td> <td>5,280円</td> </tr> <tr> <td>水道使用量50㎡を超過し1㎡加算するごとに、加算料金として</td> <td>加算1㎡当たり 105円</td> </tr> <tr> <td>農業用倉庫等用</td> <td>居住をしていない倉庫</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※御坊市農業集落排水処理施設の管理に関する条例別表第1（第8条関係） 上記料金には、消費税及び地方消費税を含む。</p>	用途	区分	使用料（月額）	学校・保育所等用	132円×利用者数	132円×人数	利用者数が少ないものにあつては使用者5人以上の所帯の金額を適用する。	最低金額 5,280円	事業所・事務所等用	水道使用量50㎡以下	5,280円	水道使用量50㎡を超過し1㎡加算するごとに、加算料金として	加算1㎡当たり 105円	農業用倉庫等用	居住をしていない倉庫	2,200円													
用途	区分	使用料（月額）																												
学校・保育所等用	132円×利用者数	132円×人数																												
	利用者数が少ないものにあつては使用者5人以上の所帯の金額を適用する。	最低金額 5,280円																												
事業所・事務所等用	水道使用量50㎡以下	5,280円																												
	水道使用量50㎡を超過し1㎡加算するごとに、加算料金として	加算1㎡当たり 105円																												
農業用倉庫等用	居住をしていない倉庫	2,200円																												
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>■ 特定環境保全公共下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 <p>■ 農業集落排水事業</p> <table border="1" data-bbox="424 1294 1174 1384"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>区分</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共益費</td> <td>全面供用開始後3年以上経過し、公共ますと接続しない場合</td> <td>660円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	区分	使用料（月額）	共益費	全面供用開始後3年以上経過し、公共ますと接続しない場合	660円																							
用途	区分	使用料（月額）																												
共益費	全面供用開始後3年以上経過し、公共ますと接続しない場合	660円																												
<p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>■ 特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" data-bbox="354 1462 1506 1579"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> <th>実質的な使用料*4 (20㎡あたり)</th> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,190円</td> <td rowspan="3">※過去3年度分を記載</td> <td>令和4年度</td> <td>3,087円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,190円</td> <td>令和5年度</td> <td>3,117円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>3,190円</td> <td>令和6年度</td> <td>3,152円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額	実質的な使用料*4 (20㎡あたり)	年度	金額	令和4年度	3,190円	※過去3年度分を記載	令和4年度	3,087円	令和5年度	3,190円	令和5年度	3,117円	令和6年度	3,190円	令和6年度	3,152円											
年度	金額	実質的な使用料*4 (20㎡あたり)	年度	金額																										
令和4年度	3,190円	※過去3年度分を記載	令和4年度	3,087円																										
令和5年度	3,190円		令和5年度	3,117円																										
令和6年度	3,190円		令和6年度	3,152円																										
<p>条例上の使用料*3 (2人あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>■ 農業集落排水事業</p> <table border="1" data-bbox="354 1612 1506 1720"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> <th>実質的な使用料*4 (20㎡あたり)</th> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,630円</td> <td rowspan="3">※過去3年度分を記載</td> <td>令和4年度</td> <td>3,990円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,630円</td> <td>令和5年度</td> <td>3,905円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>3,630円</td> <td>令和6年度</td> <td>4,010円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額	実質的な使用料*4 (20㎡あたり)	年度	金額	令和4年度	3,630円	※過去3年度分を記載	令和4年度	3,990円	令和5年度	3,630円	令和5年度	3,905円	令和6年度	3,630円	令和6年度	4,010円											
年度	金額	実質的な使用料*4 (20㎡あたり)	年度	金額																										
令和4年度	3,630円	※過去3年度分を記載	令和4年度	3,990円																										
令和5年度	3,630円		令和5年度	3,905円																										
令和6年度	3,630円		令和6年度	4,010円																										

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 農集の使用料金体系は、世帯人員等による定額制（月額）が主であるため、世帯人員2人の場合の使用料を記載している。

*4 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

<p>職 員 数</p>	<p>■ 職員数 : 9名 (うち、再任用職員1名、会計年度任用職員2名) (うち、特定環境保全公共下水道事業支弁職員6名) (うち、農業集落排水事業支弁職員3名)</p> <p>■ 上下水道事務所長1名、次長1名(下水道事業)、技術職員4名、事務職員3名</p> <p style="text-align: right;">※令和7年4月1日現在</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>■ 上下水道事務所(下水道事業)</p> <p>・本市の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を運営しており、上下水道事務所(下水道事業)職員は両事業を兼務し、施設整備事業や維持管理、料金徴収等の業務を行っています。</p> <p>(経緯)</p> <p>・令和5年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行すると共に、組織名称を「下水道課」から「下水道事務所」に改名。</p> <p>・令和7年度の組織改編により、「水道事務所」(水道事業)と「下水道事務所」(下水道事業)を統合し、「上下水道事務所」に改名。</p> <p style="text-align: right;">※令和7年4月1日現在</p>

(2)民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>処理場及びポンプ施設の運転管理、施設の維持管理、故障等の緊急対応について民間委託を実施しています。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p>	<p>該当なし</p>
	<p>ウ PPP・PFI</p>	<p>該当なし</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p>	<p>該当なし</p>
	<p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>該当なし</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 特定環境保全公共下水道事業

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率はR5から低下しており、経常的な余裕は縮小している一方で、依然として使用料収入だけでは経費を賄えず、一般会計繰入に依存する構造が続いています。
- ② 累積欠損金比率はR5では0でありましたが、R6でプラスとなり累積欠損金が発生しており、過年度損失の解消に向けた中長期的な収支改善が課題となっています。
- ③ 流動比率は低下したものの高水準を維持しており、短期的な支払能力には大きな問題はありません。
- ④ 企業債残高対事業規模比率はR5・R6とも高水準で、企業債負担の重い状況が続いており、事業完了まで計画的な償還と新規起債の抑制が求められます。
- ⑤ 経費回収率は改善しているが依然低水準であり、接続戸数の増加による収入確保と経費の効率化を引き続き進める必要があります。
- ⑥ 汚水処理原価は低下傾向にあるものの、類似団体より割高であり、運転管理の見直し等によるコスト縮減の余地が残されています。
- ⑦ 施設利用率は、R5・R6ともに類似団体平均を下回る水準で推移しており、施設能力を十分に活用しきれていない状況にあります。
- ⑧ 水洗化率はR5・R6とも低位で推移しており、全国・類似団体を大きく下回る水準が続いていることから、接続促進が最大の課題となっています。

2. 老朽化の状況について

平成23年の供用開始からの経過年数が比較的短いことから、現時点では管渠老朽化率は低水準にとどまり、老朽化を理由とした管渠の更新・改善も行っておりません（管渠改善率も低水準）。そのため、有形固定資産減価償却率も相対的に低めに推移してきたが、R5からR6にかけては上昇しており、資産の償却が着実に進んでいる状況がうかがえます。一方で、今後は本格的な老朽化期の到来も見据え、長寿命化計画に基づく優先順位を付けた計画的な更新投資の実施を検討していきます。

3. 全体総括

R6年度は、経常収支比率の低下や累積欠損金の発生により、R5年度と比べて財政的な余裕はやや後退している一方、経費回収率の改善や汚水処理原価の低下など、収支構造には一定の前進もみられます。他方で、企業債残高対事業規模比率は高水準で推移し、水洗化率・施設利用率も類似団体を大きく下回る状況が続いています。このため、接続率向上による収入基盤の強化と、更新需要・償還負担を見据えた投資・資金計画を一体的に進める必要があります。併せて、人口減少や物価上昇、人材確保難といった外部環境の変化を踏まえ、更新投資の平準化と業務の標準化・委託活用等による執行体制の強化を図り、持続可能な経営を目指します。

■ 農業集落排水事業

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率は100%を超えていますが、⑤ 経費回収率で示す通り、使用料収入のみでの経営は困難なため、使用料収入で賄えない不足分は一般会計からの繰入金で補填しています。
- ② 累積欠損金がないことは良好な経営状態を示していますが、一般会計からの繰入があるため、この指標のみでは健全性を判断することはできません。
- ③ 流動比率は低い水準で、短期的な支払能力が低い状態です。流動負債に対して流動資産が不足しており、財政構造の強化が必要です。
- ④ 企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値と比較すると低い水準にあります。現状では企業債負担は相対的に抑えられているが、将来の更新需要等も見据え、引き続き計画的な資金管理が必要です。
- ⑤ 経費回収率は、事業収益で賄えているのは経費の半分程度にとどまっており、事業収益の拡大または運営コストの削減が必要です。
- ⑥ 汚水処理原価は類似団体平均値と比較して高い水準であり、汚水処理コストが割高となっています。
- ⑦ 施設利用率も類似団体平均値を下回っています。施設の統廃合等による稼働率の向上や、維持管理等の経費削減、汚水処理コストの抑制に取り組むことも検討が必要です。
- ⑧ 水洗化率は比較的高い数値を示していますが、水域の水質保全や安定した使用料収入を確保するため、接続促進のための啓発活動等を行い、水洗化率の向上に取り組むことで、更なる収益拡大に努めます。

2. 老朽化の状況について

4処理区のうち、富安・上野楠井・野島の3処理区は、平成10年の供用開始から20年以上が経過し、最も新しい加尾処理区についても平成19年供用開始し15年以上が経過していますが、これらの処理区はこれまで老朽化による大規模な更新整備などは行っていません。

- ① 有形固定資産減価償却率を見ても、設備の新旧バランスは適正範囲内ではありますが、供用開始から相当年数が経過していることから、施設の老朽化に備え、計画的な施設の改修・更新や長寿命化に取り組んでいきます。

次頁へ続く

3.全体総括

本市の農業集落排水事業は、経常収支比率は100%を超えているものの経費回収率が低く、一般会計繰入への依存が大きいです。また、流動比率が低いことに加え、汚水処理原価は類似団体平均より高く、施設利用率も低位で推移していることから、維持管理費の削減や施設運用の見直しによる経営効率化を進める必要があります。

あわせて、人口減少・更新需要の増大・人材確保難・物価等の上昇といった外部環境の変化を踏まえ、接続促進による収入確保と更新投資の優先順位付け・平準化、業務の標準化や委託活用による執行体制の強化を一体で進め、持続可能な経営を目指します。

※次頁、「経営比較分析表」参照

※2.老朽化の状況の①有形固定資産減価償却率（%）は、いずれの事業も低率であるが、これは、令和5年度の法適用時点からの償却率となっており、それ以前の減価償却は含まれていません。

（指標の説明）

1.経営の健全性・効率性

- ①経常収支比率～料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す。
- ②累積欠損金比率～営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す。
- ③流動比率～短期的な債務に対する支払能力を表し、1年以内に支払うべき債務に対し支払うことができる現金等がある状況を表す。
- ④企業債残高対事業規模比率～使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
- ⑤経費回収率～使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す。
- ⑥汚水処理原価～有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す。
- ⑦施設利用率～施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表す。
- ⑧水洗化率～現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す。

2.老朽化の状況

- ①有形固定資産減価償却率～有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。
- ②管渠老朽化率～法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す。
- ③管渠改善率～当該年度に更新した管渠延長の割合を表す。

経営比較分析表（令和6年度決算）

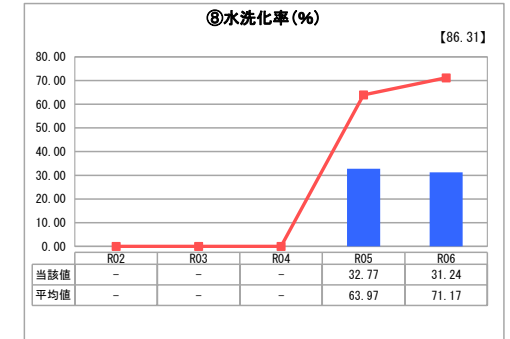
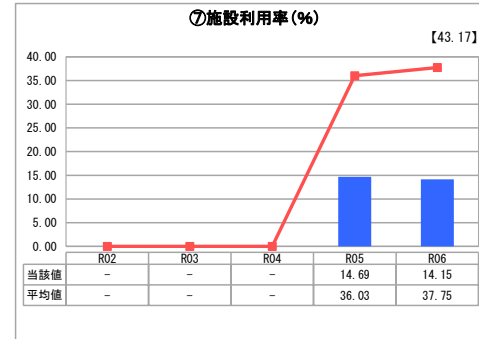
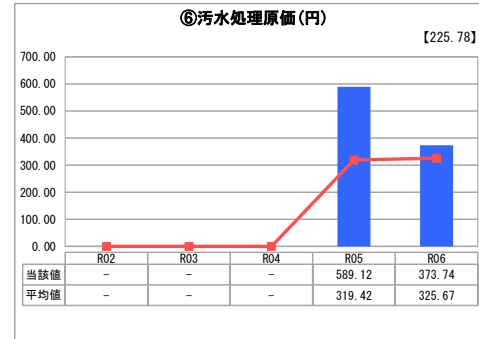
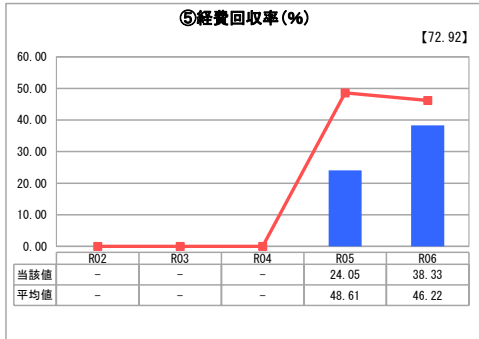
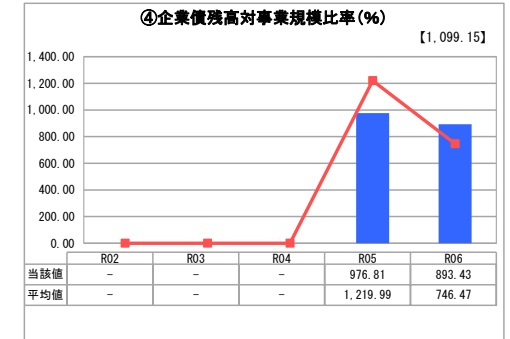
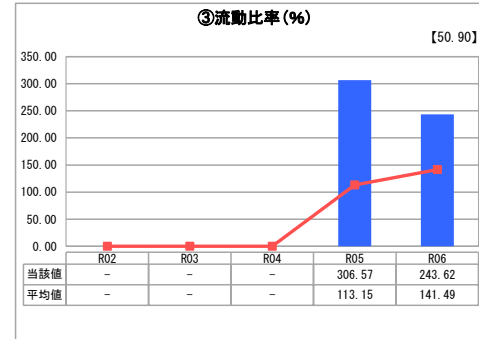
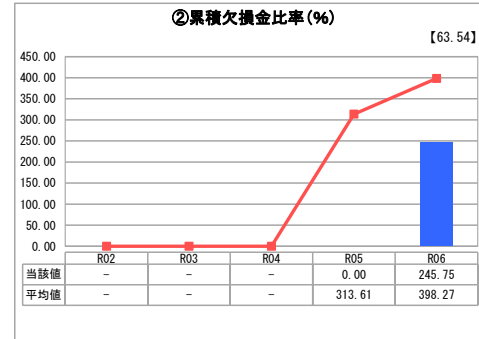
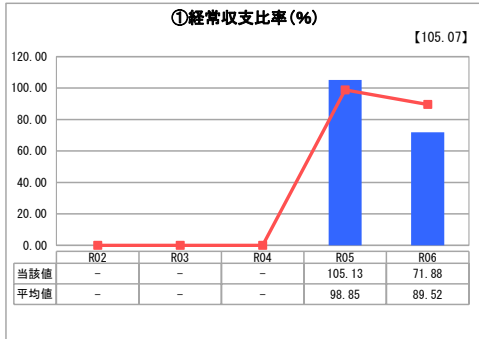
グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
[]	令和6年度全国平均

和歌山県 御坊市

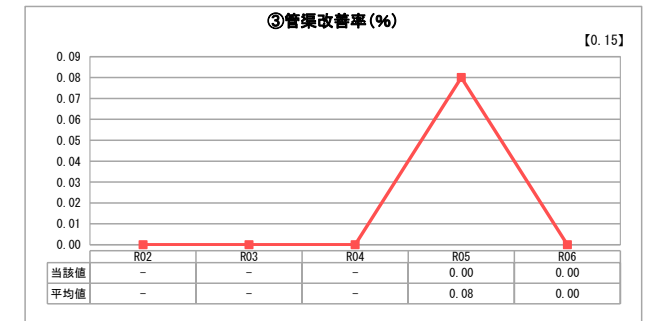
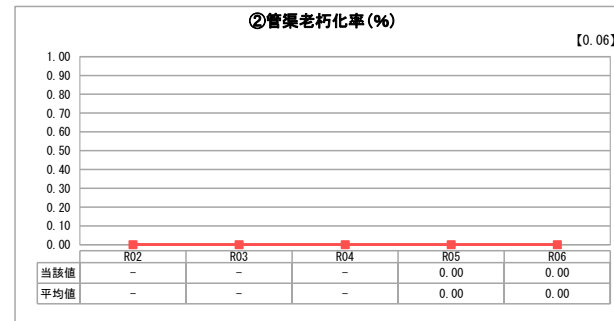
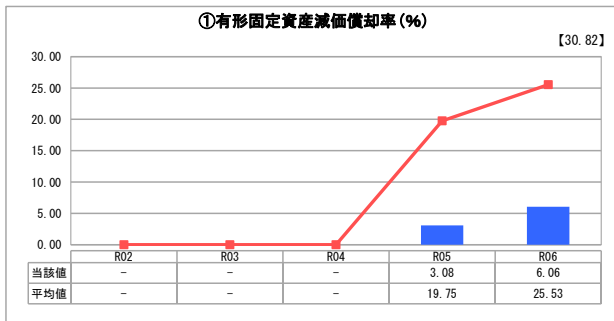
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	48.27	8.82	100.00	3,190

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,074	43.91	479.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,844	0.67	2,752.24

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

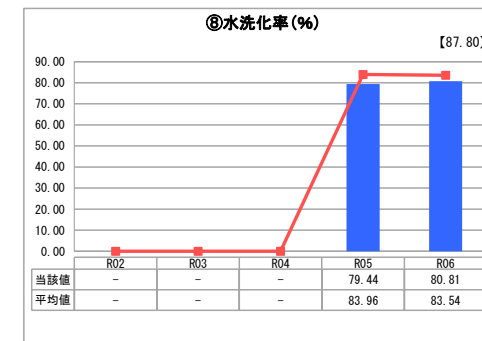
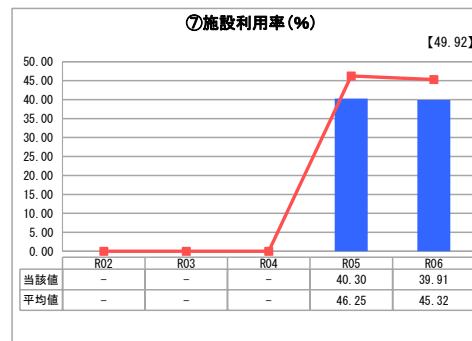
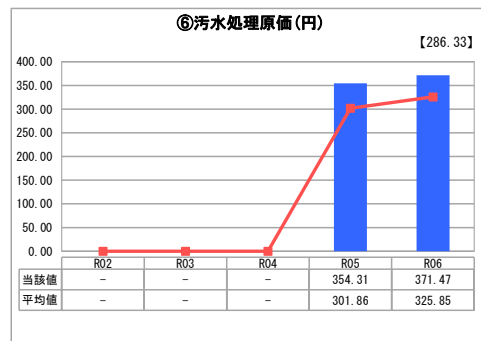
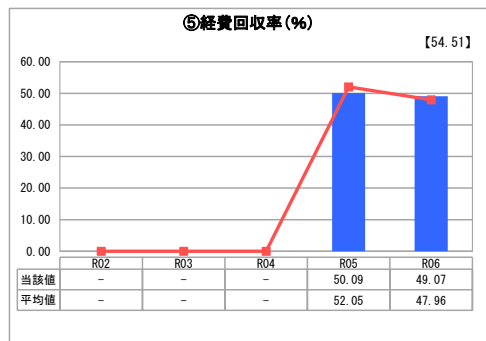
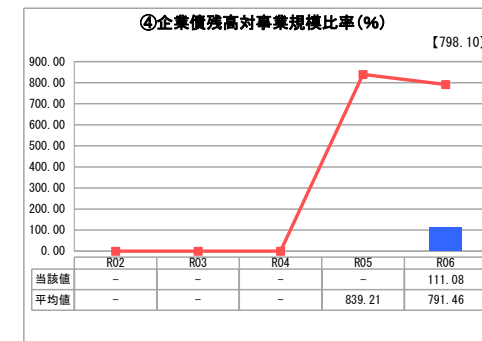
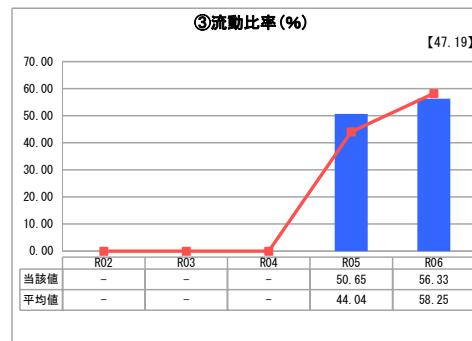
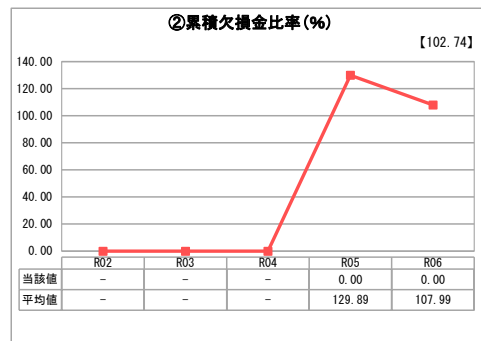
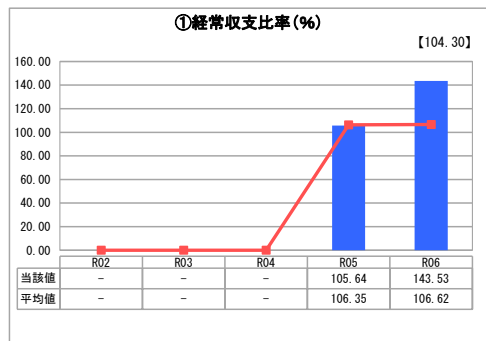
グラフ凡例
 ■ 当該団体値（当該値）
 - 類似団体平均値（平均値）
 [] 令和6年度全国平均

和歌山県 御坊市

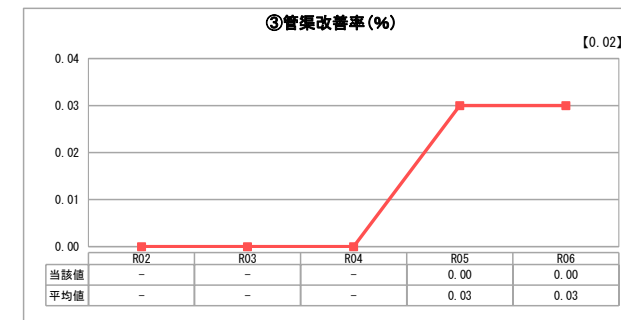
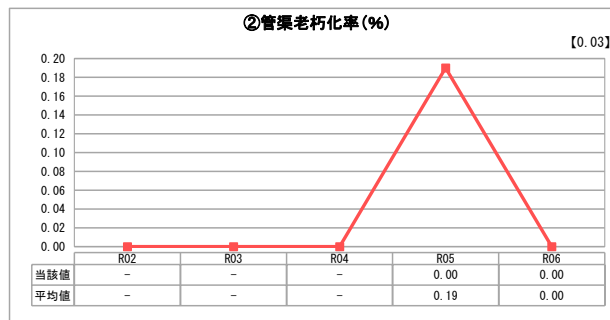
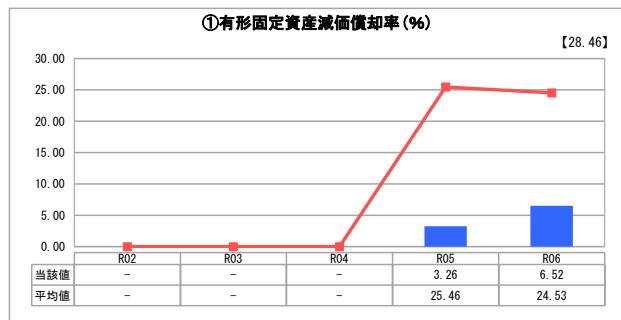
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	74.37	10.92	100.00	3,630

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,074	43.91	479.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,283	0.63	3,623.81

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「經常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内の人口予測に当たって、各事業区域内の地区人口に「第2期 御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）」の人口推計における人口の減少率を採用して行いました。

御坊市の人口は平成27年国勢調査では24,801人、令和2年国勢調査では23,481人と1,320人の減少となっています。総合戦略で推計している人口との差は141人とほとんど誤差なく推移しており、今後、御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示されている人口推計に近似し人口減少していく見込みとなっています。

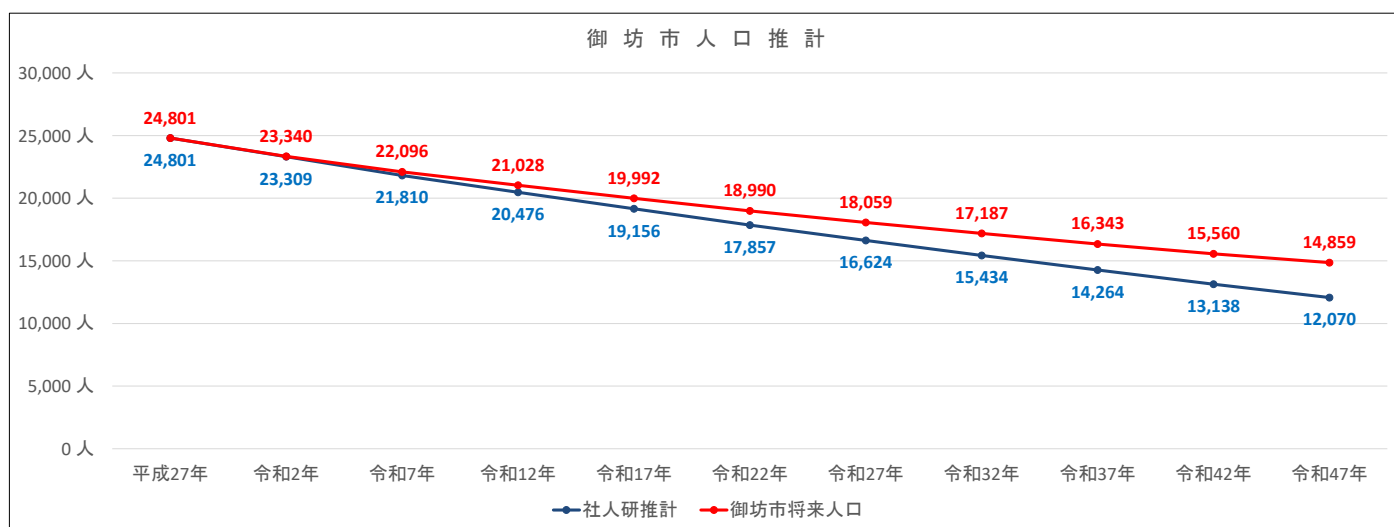
■ 特定環境保全公共下水道事業

地域の少子高齢化や過疎化等の影響を受け、令和8年の1,805人から令和17年には1,648人へと、10年間で約9%（157人）減少する見込みとなっています。

■ 農業集落排水事業

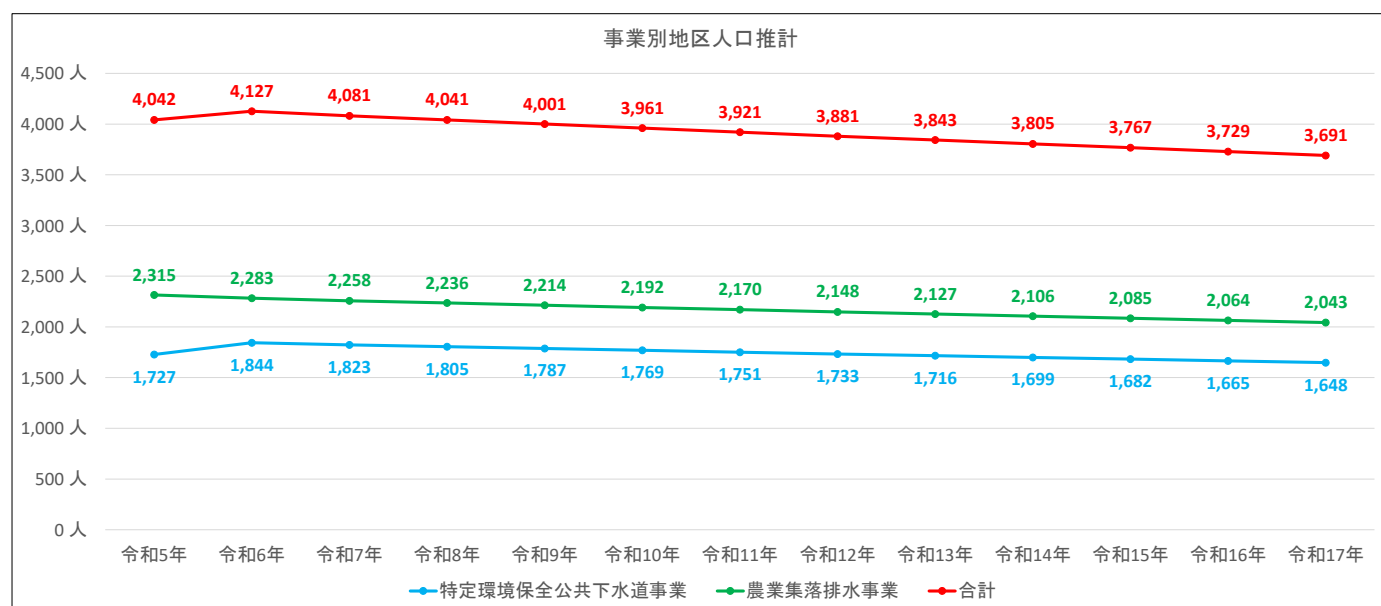
特定環境保全公共下水道と同様に、令和8年の2,236人から令和17年には2,043人へと、10年間で約9%（193人）減少する見込みとなっています。

■ 御坊市全体の人口推計



引用：第2期 御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）

■ 事業地区別人口推計



(事業地区)

- 特定環境保全 公共下水道事業（塩屋町北塩屋、南塩屋地区）
- 農業集落排水事業（湯川町富安、名田町野島、上野、楠井地区）

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測に当たっては、処理区域内人口の予測と同様に人口減少による有収水量の減少に加え、各事業における未接続世帯の接続及び新規加入を見込み有収水量の推計を行いました。人口は減少傾向ですが、それを上回る新規接続等により計画期間内において、公共下水道事業では54,214m³、農業集落排水事業では634m³、合計54,848m³増加する見込みとなっています。

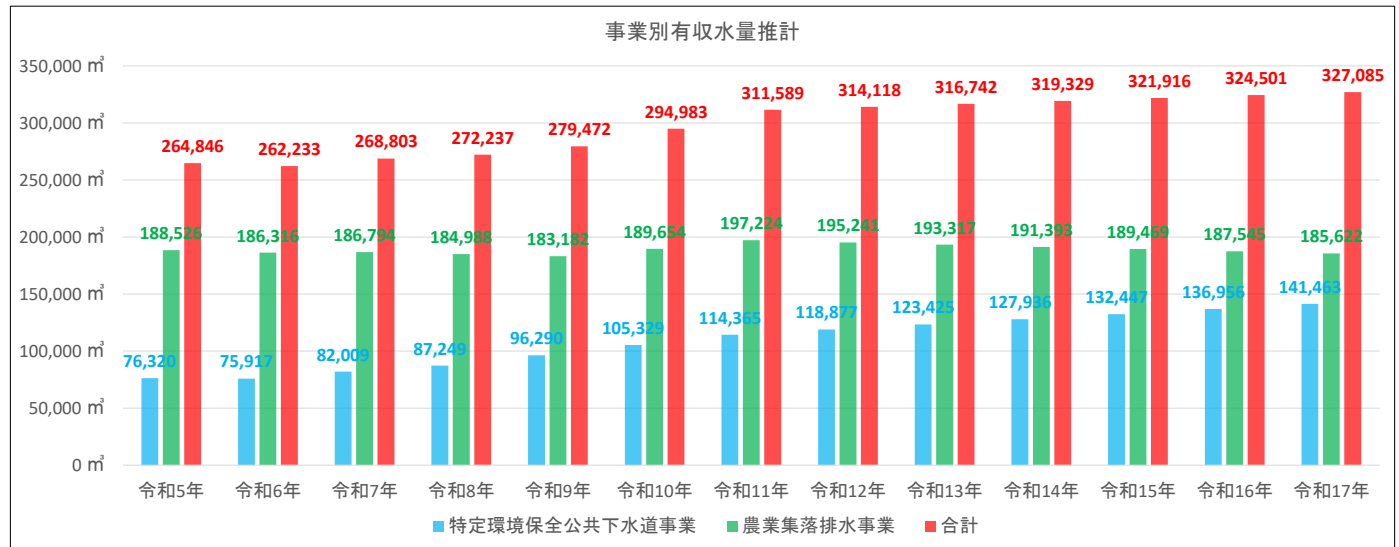
■ 特定環境保全公共下水道事業

現状の課題である「低い水洗化率（約31%）」を抜本的に改善するため、未接続世帯の接続を促進するための新たな施策により、人口減少下においても令和8年度の87,249m³から令和17年には141,463m³へと、10年間で約62%（54,214m³）増加する見込みとなっています。

■ 農業集落排水事業

既に「高い水洗化率（約81%）」を達成しているため、公共下水道事業のような大幅な伸びしろは期待できませんが、令和9年度から令和10年度にかけ集合住宅の新規加入が見込まれることから有収水量は増加する見込みですが、その後は人口減少の影響により減少に転じることが予想されるため、令和8年度184,988m³から令和17年度には185,622m³へと、10年間で約0.3%（634m³）微増する見込みとなっています。

■ 事業別有収水量推計



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しの推計に当たっては、有収水量の予測に対応し各事業において推計を行いました。有収水量の増加により計画期間内において、公共下水道事業では565万円、農業集落排水事業では10万円、合計575万円増収する見込みとなっています。

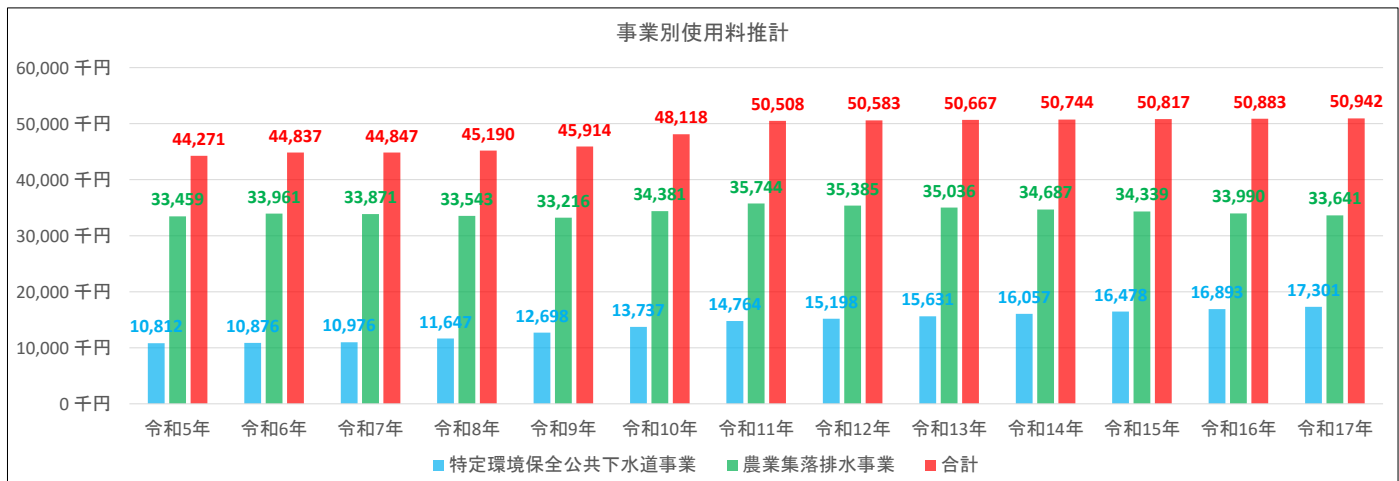
■ 公共下水道事業

有収水量の増加に伴い、使用料収入は令和8年の1,165万円から令和17年には1,730万円と大幅に増収する見込みとなっています。

■ 農業集落排水事業

有収水量と同様に令和11年頃をピークに頭打ちとなり、その後は減少傾向となりますが、令和8年の3,354万円から令和17年には3,364万円と微増する見込みとなっています。

■ 事業別使用料推計



(4) 施設の見通し

各事業や地区により供用開始時期や処理水量が異なるため、施設の老朽化の進行度合いにも差異が生じています。また、処理施設及び管渠等の法定耐用年数もそれぞれ異なることから、令和7年度に和歌山県と共同で作成したストックマネジメント計画等により、実情に応じた適切な維持管理（修繕・更新）を行っていく必要があります。

■ 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業は、平成23年度の供用開始から15年が経過しています。管渠整備については、令和7年度予算（一部令和8年度へ繰越）をもって完了する予定であり、管渠に係る修繕・更新投資は、当面の間は不要ですが、処理施設の機械・電気設備については、一部で法定耐用年数を経過するものもあり、大規模な更新時期には至っていないものの、修繕を要する機器等は増加傾向にあります。

■ 農業集落排水事業

農業集落排水事業を実施している4地区のうち、富安地区においては平成10年の供用開始から28年が経過しており、他3地区も同様に相当年数が経過している状況です。令和2年度に実施した施設の機能診断に基づき、施設の修繕・改築等に向けた「最適整備構想」を策定しており、令和9年度から富安地区の処理施設の更新整備に着手する計画です。その他の地区についても順次、更新整備を行っていく必要があります。

(5) 組織の見通し

下水道事業の管理運営については、令和7年度では9名の職員（再任用・会計年度任用職員含む）により、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を兼務し、施設整備や維持管理、料金徴収等の業務を効率的に行っています。組織体制については、令和5年度の地方公営企業法適用に伴い「下水道事務所」へ移行し、さらに令和7年度には水道事業と統合して「上下水道事務所」へ改編することで、事務の共通化や連携強化を図っています。

今後の運営においては、公営企業会計への移行に伴い、複式簿記や経営分析などの高度な専門知識が求められることから、企業会計特有の実務に対応できる人材の確保と育成が不可欠となっています。あわせて、施設の老朽化が進む中で、将来にわたり適切な維持管理や改築更新を行うため、技術職員の技術力向上とノウハウの継承を図り、継続的な技術者の育成・確保に努めていく必要があります。

3. 経営の基本方針

「環境にやさしく安心して暮らせるまち」を基本構想として、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を通じて快適な生活環境の確保と公共水域及び農業用水域の水質保全に努めます。しかし、近年は少子高齢化に伴う人口減少や節水型機器の普及による収益減や施設の老朽化といった厳しい課題に直面している状況にあります。そこで、令和5年度の地方公営企業法適用及び令和7年度の水道事業との組織統合による改編を契機として、事務の効率化と経営基盤の強化を図り、今後、到来する本格的な更新投資に備え、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な施設の改築・更新を推進するとともに、公営企業会計の専門性や維持管理技術を継承する人材の育成・確保に努め、将来にわたり安定的かつ持続可能な事業運営を目指します。

（計画期間内における具体的な取組・目標）

■ 特定環境保全公共下水道事業

- ① 接続率向上～接続率向上に向けた新たな施策の検討
- ② 下水道施設の老朽化対策～下水道台帳システム整備

■ 農業集落排水事業

- ① 下水道施設の老朽化対策～下水道台帳システム整備、処理施設の更新事業の実施

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：次頁のとおり

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

■下水道事業／収益的収支 (①公共下水道事業・②農業集落排水事業)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		44,845	44,855	45,198	77,722	48,126	50,516	50,591	50,675	50,752	50,825	50,891	50,950
	(1) 料金収入		44,837	44,847	45,190	45,914	48,118	50,508	50,583	50,667	50,744	50,817	50,883	50,942
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	31,800	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他の他		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	2. 営業外収益		293,466	311,526	307,989	276,596	265,054	262,996	257,293	259,209	286,904	291,393	323,816	316,402
	(1) 補助金		216,442	229,581	223,387	182,625	198,232	196,514	192,282	195,408	218,177	223,130	251,193	244,520
	他会計補助金		216,442	229,581	223,387	182,625	198,232	196,514	192,282	195,408	218,177	223,130	251,193	244,520
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		77,024	81,945	83,436	71,496	66,822	66,482	65,011	63,801	68,727	68,263	72,623	71,882
	(3) その他の他		0	0	1,166	22,475	0	0	0	0	0	0	0	0
収入計 (C)		338,311	356,381	353,187	354,318	313,180	313,512	307,884	309,884	337,656	342,218	374,707	367,352	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		292,293	304,733	306,221	308,283	271,654	274,364	270,793	271,875	296,841	299,960	329,018	323,239
	(1) 職員給与		34,524	36,867	35,887	36,190	36,496	36,805	37,116	37,430	37,746	38,064	38,386	38,711
	基本給		20,154	20,790	19,832	19,999	20,168	20,339	20,511	20,684	20,859	21,035	21,213	21,392
	退職給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の他		14,370	16,077	16,055	16,191	16,328	16,466	16,605	16,746	16,887	17,029	17,173	17,319
	(2) 経費		61,242	65,830	64,451	95,354	69,305	72,629	72,560	75,491	74,280	77,369	81,032	76,756
	動力費		11,978	13,273	13,440	13,563	13,916	14,299	14,330	14,364	14,397	14,430	14,463	14,496
	修繕費		8,605	5,279	6,384	7,794	9,516	11,619	11,067	13,503	11,786	14,357	17,493	12,678
	材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の他		40,659	47,278	44,627	73,997	45,874	46,711	47,162	47,623	48,097	48,581	49,076	49,581
(3) 減価償却費		196,527	202,036	205,883	176,739	165,853	164,930	161,117	158,954	184,815	184,527	209,600	207,772	
2. 営業外費用		43,207	43,888	44,936	42,360	39,725	37,361	35,343	36,233	38,832	40,229	43,405	41,890	
(1) 支払利息		41,390	41,014	41,642	40,029	37,426	34,971	32,972	33,574	36,281	37,372	40,163	39,087	
(2) その他の他		1,817	2,874	3,294	2,331	2,299	2,390	2,371	2,659	2,551	2,857	3,242	2,803	
支出計 (D)		335,500	348,621	351,157	350,643	311,379	311,725	306,136	308,108	335,673	340,189	372,423	365,129	
経常損益 (C)-(D) (E)		2,811	7,760	2,030	3,675	1,801	1,787	1,748	1,776	1,983	2,029	2,284	2,223	
特別利益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		2,811	7,760	2,030	3,675	1,801	1,787	1,748	1,776	1,983	2,029	2,284	2,223	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		2,811	10,571	12,601	16,276	18,077	19,864	21,612	23,389	25,372	27,401	29,685	31,908	
流動資産 (J)		292,374	220,752	261,357	264,014	265,029	273,150	266,496	276,558	244,951	231,319	280,600	344,016	
うち未収金		22,169	20,528	8,677	7,929	17,851	25,186	18,842	24,760	8,224	9,164	21,460	26,709	
流動負債 (K)		193,767	188,415	178,597	166,169	176,539	159,665	147,326	144,590	139,320	129,419	126,041	127,258	
うち建設改良費分		166,063	162,987	159,323	146,206	148,278	139,983	129,443	128,083	125,418	115,561	110,583	113,379	
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金		17,665	7,532	6,330	7,414	8,926	6,036	5,633	5,735	5,850	5,984	6,647	6,319	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 343	△ 294	△ 98	25	36	45	55	65	75	84	95	105	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		44,845	44,855	45,198	45,922	48,126	50,516	50,591	50,675	50,752	50,825	50,891	50,950	
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)														

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

①公共下水道事業/収益の収支

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		10,884	10,984	11,655	12,706	13,745	14,772	15,206	15,639	16,065	16,486	16,901	17,309
	(1) 料金収入		10,876	10,976	11,647	12,698	13,737	14,764	15,198	15,631	16,057	16,478	16,893	17,301
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	2. 営業外収益		132,823	205,859	235,563	195,956	164,997	163,008	158,188	154,168	151,591	149,100	147,555	145,145
	(1) 補助金		81,527	149,642	177,616	149,900	122,793	120,827	117,385	114,490	112,395	110,368	109,034	107,261
	他会計補助金		81,527	149,642	177,616	149,900	122,793	120,827	117,385	114,490	112,395	110,368	109,034	107,261
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		51,296	56,217	57,947	46,056	42,204	42,181	40,803	39,678	39,196	38,732	38,521	37,884
	(3) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入計 (C)		143,707	216,843	247,218	208,662	178,742	177,780	173,394	169,807	167,656	165,586	164,456	162,454	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		167,902	179,486	180,220	151,973	143,478	144,032	141,227	139,289	138,854	138,524	139,096	138,719
	(1) 職員給与		13,760	14,329	14,266	14,386	14,508	14,631	14,754	14,879	15,005	15,131	15,259	15,388
	基本給		8,683	8,660	8,459	8,530	8,602	8,675	8,748	8,822	8,897	8,972	9,048	9,124
	退職給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		5,077	5,669	5,807	5,856	5,906	5,956	6,006	6,057	6,108	6,159	6,211	6,264
	(2) 経費		14,045	19,551	15,985	16,656	17,364	18,117	18,801	19,545	20,358	21,252	22,240	23,339
	動力費		2,612	2,909	3,126	3,299	3,472	3,646	3,732	3,819	3,906	3,992	4,078	4,165
	修繕費		349	734	851	1,012	1,203	1,430	1,700	2,022	2,404	2,858	3,398	4,040
	材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		11,084	15,908	12,008	12,344	12,689	13,041	13,368	13,705	14,049	14,402	14,764	15,134
(3) 減価償却費		140,097	145,606	149,969	120,931	111,606	111,284	107,672	104,865	103,491	102,141	101,597	99,992	
2. 営業外費用		32,013	33,995	38,384	37,327	34,148	32,650	31,100	29,477	27,780	26,059	24,369	22,760	
(1) 支払利息		31,445	32,802	35,090	34,996	33,674	32,206	30,634	28,982	27,249	25,482	23,736	22,059	
(2) その他		568	1,193	3,294	2,331	474	444	466	495	531	577	633	701	
支出計 (D)		199,915	213,481	218,604	189,300	177,626	176,682	172,327	168,766	166,634	164,583	163,465	161,479	
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 56,208	3,362	28,614	19,362	1,116	1,098	1,067	1,041	1,022	1,003	991	975	
特別利益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		△ 56,208	3,362	28,614	19,362	1,116	1,098	1,067	1,041	1,022	1,003	991	975	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		△ 56,208	△ 52,846	△ 24,232	△ 4,869	△ 3,754	△ 2,655	△ 1,588	△ 548	474	1,478	2,469	3,444	
流動資産 (J)		238,331	162,335	202,247	223,641	224,963	226,264	227,477	228,661	229,824	230,966	232,094	233,204	
うち未収金		15,273	13,917	1,057	1,152	1,246	1,339	1,378	1,417	1,456	1,494	1,532	1,569	
流動負債 (K)		97,828	91,032	97,450	103,047	108,288	111,820	115,953	117,810	117,051	113,285	111,923	112,504	
うち建設改良費分		81,099	84,598	89,529	94,741	101,847	105,411	109,652	112,132	112,624	108,939	107,437	108,055	
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金		11,209	1,790	3,159	4,546	2,671	2,630	2,692	2,769	2,859	2,968	3,098	3,251	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 516	△ 481	△ 208	△ 38	△ 27	△ 18	△ 10	△ 4	3	9	15	20	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		10,884	10,984	11,655	12,706	13,745	14,772	15,206	15,639	16,065	16,486	16,901	17,309	
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)														

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

②農業集落排水事業／収益の収支

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		33,961	33,871	33,543	65,016	34,381	35,744	35,385	35,036	34,687	34,339	33,990	33,641
	(1) 料 金 収 入		33,961	33,871	33,543	33,216	34,381	35,744	35,385	35,036	34,687	34,339	33,990	33,641
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	31,800	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他の		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益		160,643	105,667	72,426	80,640	100,057	99,988	99,105	105,041	135,313	142,293	176,261	171,257
	(1) 補助金		134,915	79,939	45,771	32,725	75,439	75,687	74,897	80,918	105,782	112,762	142,159	137,259
	他会計補助金		134,915	79,939	45,771	32,725	75,439	75,687	74,897	80,918	105,782	112,762	142,159	137,259
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		25,728	25,728	25,489	25,440	24,618	24,301	24,208	24,123	29,531	29,531	34,102	33,998
	(3) その他の		0	0	1,166	22,475	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入 計 (C)		194,604	139,538	105,969	145,656	134,438	135,732	134,490	140,077	170,000	176,632	210,251	204,898	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		124,391	125,247	126,001	156,311	128,176	130,333	129,566	132,585	157,987	161,436	189,923	184,520
	(1) 職員給与		20,764	22,538	21,621	21,804	21,988	22,174	22,362	22,551	22,741	22,933	23,127	23,323
	基本給		11,471	12,130	11,373	11,469	11,566	11,664	11,763	11,862	11,962	12,063	12,165	12,268
	退職給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の		9,293	10,408	10,248	10,335	10,422	10,510	10,599	10,689	10,779	10,870	10,962	11,055
	(2) 経費		47,197	46,279	48,466	78,699	51,941	54,513	53,759	55,945	53,922	56,117	58,793	53,417
	動力費		9,366	10,364	10,314	10,264	10,443	10,653	10,598	10,545	10,492	10,438	10,385	10,331
	修繕費		8,256	4,545	5,533	6,782	8,313	10,189	9,367	11,481	9,382	11,500	14,095	8,639
	材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の		29,575	31,370	32,619	61,653	33,185	33,670	33,794	33,919	34,048	34,179	34,312	34,447
(3) 減価償却費		56,430	56,430	55,914	55,808	54,247	53,646	53,445	54,089	81,324	82,386	108,003	107,780	
2. 営業外費用		11,194	9,893	6,552	5,033	5,577	4,711	4,243	6,756	11,052	14,170	19,036	19,130	
(1) 支払利息		9,945	8,212	6,552	5,033	3,752	2,765	2,338	4,592	9,032	11,890	16,427	17,028	
(2) その他の		1,249	1,681	0	0	1,825	1,946	1,905	2,164	2,020	2,280	2,609	2,102	
支 出 計 (D)		135,585	135,140	132,553	161,344	133,753	135,044	133,809	139,341	169,039	175,606	208,959	203,650	
経常損益 (C)-(D) (E)		59,019	4,398	△ 26,584	△ 15,688	685	688	681	736	961	1,026	1,292	1,248	
特別利益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		59,019	4,398	△ 26,584	△ 15,688	685	688	681	736	961	1,026	1,292	1,248	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		59,019	63,417	36,833	21,146	21,831	22,519	23,200	23,936	24,897	25,923	27,216	28,464	
流動資産 (J)		54,043	58,417	59,110	40,373	40,066	46,886	39,019	497,897	15,127	353	48,506	110,812	
うち未収金		6,896	6,611	7,620	6,777	16,605	23,847	17,464	23,343	6,768	7,670	19,928	25,140	
流動負債 (K)		95,939	97,383	81,147	63,122	68,251	47,845	31,373	26,780	22,269	16,135	14,118	14,754	
うち建設改良費分		84,964	78,389	69,794	51,465	46,431	34,572	19,791	15,951	12,794	6,622	3,146	5,324	
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金		6,456	5,742	3,171	2,868	6,255	3,406	2,941	2,966	2,991	3,016	3,549	3,068	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		174	187	110	64	63	63	66	68	72	75	80	85	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		33,961	33,871	33,543	33,216	34,381	35,744	35,385	35,036	34,687	34,339	33,990	33,641	
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)														

投資・財政計画 (収支計画)

■下水道事業／資本的収支（①公共下水道事業・②農業集落排水事業）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		（決算）	〔決算〕 見 込											
資本的 収 入	1. 企 業 債	108,100	138,100	42,400	0	0	17,500	116,100	193,400	127,700	191,500	29,200	33,700	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	62,856	66,320	80,624	96,028	69,465	70,716	63,716	50,724	49,587	49,615	46,063	45,529	
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国（都道府県）補助金	89,473	65,225	22,153	0	0	19,500	43,000	85,950	47,300	70,950	32,500	37,500	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工 事 負 担 金	12,556	28,050	37,894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	272,985	297,695	183,071	96,028	69,465	107,716	222,816	330,074	224,587	312,065	107,763	116,729	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
	純計 (A)-(B) (C)	234,634	273,153	183,071	96,028	69,465	107,716	222,816	330,074	224,587	312,065	107,763	116,729	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	269,951	235,831	79,612	16,668	16,810	52,406	173,459	290,784	189,384	275,531	76,771	86,011
うち職員給与費		12,479	14,507	14,386	14,508	14,631	14,754	14,879	15,005	15,131	15,259	15,388	15,518	
2. 企 業 債 償 還 金		164,275	170,963	168,087	164,603	151,686	153,758	145,463	134,443	131,543	126,098	116,001	110,883	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	434,226	406,794	247,699	181,271	168,496	206,164	318,922	425,227	320,927	401,629	192,772	196,894		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	199,592	133,641	64,628	85,243	99,031	98,448	96,106	95,153	96,340	89,564	85,009	80,165		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	63,181	80,319	37,714	85,027	98,813	95,114	82,804	74,025	81,839	68,600	80,427	75,114	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	36,608	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	85,642	38,351	24,542	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	14,161	14,971	2,372	216	218	3,334	13,302	21,128	14,501	20,964	4,582	5,051	
計 (F)	199,592	133,641	64,628	85,243	99,031	98,448	96,106	95,153	96,340	89,564	85,009	80,165		
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)	2,932,210	2,907,447	2,775,660	2,617,057	2,465,371	2,329,113	2,299,750	2,358,707	2,354,864	2,420,266	2,333,465	2,256,282		

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		（決算）	〔決算〕 見 込										
収益的収支分		216,442	229,581	223,387	182,625	198,232	196,514	192,282	195,408	218,177	223,130	251,193	244,520
うち基準内繰入金		112,307	161,105	164,089	145,272	136,457	133,419	129,078	128,727	152,369	153,636	177,140	174,977
うち基準外繰入金		104,135	68,476	59,298	37,353	61,775	63,095	63,204	66,681	65,808	69,494	74,053	69,543
資本的収支分		62,856	66,320	80,624	96,028	69,465	70,716	63,716	50,724	49,587	49,615	46,063	45,529
うち基準内繰入金		5,043	33,244	33,763	31,506	23,643	21,142	16,208	6,926	5,993	6,124	1,939	1,243
うち基準外繰入金		57,813	33,076	46,861	64,522	45,822	49,574	47,508	43,798	43,594	43,491	44,124	44,286
合 計		279,298	295,901	304,011	278,653	267,697	267,230	255,998	246,132	267,764	272,745	297,256	290,049

投資・財政計画 (収支計画)

■①公共下水道事業／資本的収支

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	108,100	138,100	42,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	62,856	10,372	0	17,194	27,979	35,384	41,182	46,925	49,587	49,615	46,063	45,529
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	89,473	65,225	22,153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	12,556	28,050	37,894	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	272,985	241,747	102,447	17,194	27,979	35,384	41,182	46,925	49,587	49,615	46,063	45,529
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	(B)	38,351	24,542	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	234,634	217,205	102,447	17,194	27,979	35,384	41,182	46,925	49,587	49,615	46,063	45,529
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	269,951	235,831	79,612	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち職員給与費	12,479	14,507	14,386	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	77,034	83,439	87,038	92,069	97,381	104,487	108,051	112,112	113,882	113,024	109,139
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	346,985	319,270	166,650	92,069	97,381	104,487	108,051	112,112	113,882	113,024	109,139	107,637	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	112,351	102,065	64,203	74,875	69,402	69,103	66,869	65,187	64,295	63,409	63,076	62,108	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	48,743	37,289	74,875	69,402	69,103	66,869	65,187	64,295	63,409	63,076	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	29,461											
	3. 繰 越 工 事 資 金	68,729	38,351	24,542									
	4. そ の 他	14,161	14,971	2,372									
計 (F)	112,351	102,065	64,203	74,875	69,402	69,103	66,869	65,187	64,295	63,409	63,076		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)	2,483,699	2,545,660	2,494,922	2,408,853	2,311,472	2,206,985	2,098,934	1,986,822	1,872,940	1,759,916	1,650,777	1,543,140	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		81,527	149,642	177,616	149,900	122,793	120,827	117,385	114,490	112,395	110,368	109,034	107,261
うち基準内繰入金		81,527	122,191	127,112	109,871	103,076	101,309	97,503	94,169	91,544	88,891	86,812	84,167
うち基準外繰入金			27,451	50,504	40,029	19,717	19,518	19,882	20,321	20,851	21,477	22,222	23,094
資本的収支分		62,856	10,372	0	17,194	27,979	35,384	41,182	46,925	49,587	49,615	46,063	45,529
うち基準内繰入金		5,043	5,153	5,266	5,380	5,498	5,618	5,740	5,865	5,993	6,124	1,939	1,243
うち基準外繰入金		57,813	5,219	△ 5,266	11,814	22,481	29,766	35,442	41,060	43,594	43,491	44,124	44,286
合 計		144,383	160,014	177,616	167,094	150,772	156,211	158,567	161,415	161,982	159,983	155,097	152,790

投資・財政計画 (収支計画)

■②農業集落排水事業／資本的収支

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	17,500	116,100	193,400	127,700	191,500	29,200	33,700
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	55,948	80,624	78,834	41,486	35,332	22,534	3,799	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	19,500	43,000	85,950	47,300	70,950	32,500	37,500
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	0	55,948	80,624	78,834	41,486	72,332	181,634	283,149	175,000	262,450	61,700	71,200	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B)	(C)	0	55,948	80,624	78,834	41,486	72,332	181,634	283,149	175,000	262,450	61,700	71,200
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	16,668	16,810	52,406	173,459	290,784	189,384	275,531	76,771	86,011
	うち職員給与費	0	0	0	14,508	14,631	14,754	14,879	15,005	15,131	15,259	15,388	15,518
	2. 企 業 債 償 還 金	87,241	87,524	81,049	72,534	54,305	49,271	37,412	22,331	17,661	13,074	6,862	3,246
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	87,241	87,524	81,049	89,202	71,115	101,677	210,871	313,115	207,045	288,605	83,633	89,257	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	87,241	31,576	425	10,368	29,629	29,345	29,237	29,966	32,045	26,155	21,933	18,057
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	63,181	31,576	425	10,152	29,411	26,011	15,935	8,838	17,544	5,191	17,351	13,006
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	7,147											
	3. 繰 越 工 事 資 金	16,913											
	4. そ の 他				216	218	3,334	13,302	21,128	14,501	20,964	4,582	5,051
計 (F)	87,241	31,576	425	10,368	29,629	29,345	29,237	29,966	32,045	26,155	21,933	18,057	
補填財源不足額 (E)-(F)	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		448,511	361,787	280,738	208,204	153,899	122,128	200,816	371,885	481,924	660,350	682,688	713,142

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		134,915	79,939	45,771	32,725	75,439	75,687	74,897	80,918	105,782	112,762	142,159	137,259
	うち基準内繰入金	30,780	38,914	36,977	35,401	33,381	32,110	31,575	34,558	60,825	64,745	90,328	90,810
	うち基準外繰入金	104,135	41,025	8,794	△ 2,676	42,058	43,577	43,322	46,360	44,957	48,017	51,831	46,449
資 本 的 収 支 分		0	55,948	80,624	78,834	41,486	35,332	22,534	3,799	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	28,091	28,497	26,126	18,145	15,524	10,468	1,061	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	27,857	52,127	52,708	23,341	19,808	12,066	2,738	0	0	0	0
合 計		134,915	135,887	126,395	111,559	116,925	111,019	97,431	84,717	105,782	112,762	142,159	137,259

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	特定環境保全公共下水道事業においては令和8年度をもって整備事業が完了する予定となっており、農業集落排水事業とともに施設の建設から維持管理や更新事業への転換期となります。農業集落排水事業にあつては、これから本格的な施設の更新期が到来する重要な節目を迎えることから、計画的なストックマネジメントを実践し、施設ごとの経過年数や劣化状況に応じた予防保全と更新整備を適切に組み合わせライフサイクルコストの縮減と事業の持続可能な汚水処理システムの確立に取り組みます。
-----	---

■ 特定環境保全公共下水道事業

当該事業においては、令和7年度予算(令和8年度繰越)で管渠整備の完成により整備事業が完了する予定となっています。当面の間は管渠の更新は不要と言えますが、処理施設は平成23年4月から供用開始しており、一部機器等においては修繕を必要とされるものも徐々に多くなってきている状況です。本格的な施設の更新時期については、今後の施設の老朽化の進行状況を観察し決定することとなりますが、少しでも延命できるよう予防保全対策に取り組みます。

■ 農業集落排水事業

当該事業における処理区域は4地区あり、富安地区においては平成10年9月の供用開始から28年が経過することから、処理施設の一部の設備機械等は法定耐用年数も経過している状況であり、早急に施設の更新整備を実施する必要があるため、令和9年度から事業着手する予定としています。その他地区における処理施設についても順次、更新整備を進めて行く必要があることから、施設の劣化状況や財政状況を踏まえ優先順位を明確化し更新整備に取り組みます。また、更新整備にあたり施設の統廃合やダウンサイジング等も含めた計画策定を行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	少子高齢化が進行する中、農業集落排水事業においては、大幅な接続率向上を見込むことは困難な状況ですが、特定環境保全公共下水道事業においては、ようやく事業完了となることから、より一層接続率の向上に努め、使用料収入の確保に取り組みます。また、いずれの事業においても、施設の運転管理の合理化や効率化を図り、経費削減に取り組みます。また、建設改良費の投資財源については、国庫補助事業や企業債を計画的に活用するとともに、投資時期や財政状況を十分に勘案し、将来負担の抑制に取り組みます。
-----	--

■ 特定環境保全公共下水道事業

当該事業においては、従来の普及活動のみでは低迷する接続率を向上させることが困難な状況にあります。そのため、新たな施策に取り組むことで接続率の向上を図り、使用料収入の増収を目指します。なお、本計画期間内においては、接続率約20%の向上を見込んでいます。

■ 農業集落排水事業

当該事業においては、現状で80%以上の接続率があることから、これ以上の大幅な向上を見込むことは困難です。そのため、今後の更新投資においては、施設のダウンサイジングや省力化機器の導入、処理方式の見直し等を行い、維持管理費用の削減を推進します。また、更新事業にあつては、より有利な国庫補助事業や企業債の活用にも努めます。

特定環境保全公共下水道事業の使用料については、供用開始以来、消費税率の引上げに伴う改定を除き、料金改定は行っていません。農業集落排水事業では平成20年度に一度料金改定を行っていますが、それ以降は、同様に消費税率の引上げに伴う改定のみとなっており、現状の経営状況を踏まえると料金の適正化に向けた検討を行います。

しかしながら、特定環境保全公共下水道事業においては、現状の低迷する接続率のまま料金改定に踏み切るとは困難な状況にあるため、まずは計画期間内において目標とする接続率を確保することに注力します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・ 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 該当なし。
・ 職員給与に関する事項 職員数については、今後の人事異動が不透明であることから、現状の職員数を維持する形で費用計上する科目に関しては事業実施状況に応じ各セグメントに割り振りをし、給与等は近年の上昇率を加算し算出しています。
・ 動力費に関する事項 動力費については、近年の電力料金の高騰により直近年が過去10年間の平均価格を上回ることから、直近年を基準とし、有収水量の推計を反映させて算出しています。
・ 修繕費に関する事項 修繕費については、施設の老朽化により増加していくため、過去10年の増加率を用いて算出し、更新事業を予定している施設については更新後の修繕費を調整し、算出しています。
・ 委託費に関する事項 委託費については、近年の人件費や物価高騰を踏まえ過去10年の増加率を用いて算出しています。
・ その他営業費用に関する事項 その他営業費用の大半は、汚泥処理に係る手数料であるため、その他費用についての増減は見込まず、手数料に関しては直近年を基準とし有収水量の推計を反映させて算出しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	和歌山県が策定した汚水処理広域化・共同化計画に基づき、県内自治体を3ブロックに分けて検討を進めていますが、本市においては地理的要因から行政境を超えた施設の広域化・共同化は困難な状況であります。そこで、維持管理や災害時の執行体制の共同化について具体的な検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に開始する農業集落排水施設の更新事業については、4地区の老朽化状況に応じて実施時期を調整し、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点においてPPP/PFI等の民間活力を導入する具体的な予定はありませんが、今後、導入によるメリットが見込まれる場合には、その活用について検討します。
その他の取組	人口減少が進行するなか、人口密度の低い地域の集合処理を継続していくことは、厳しい状況が予想されます。現状、施設を廃止することは不可能ですが、管路施設や建物といった更新整備に多額の費用が必要となる時点で状況を踏まえ、個別合併浄化槽等への処理方式の転換も検討する必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業において、接続率が低迷している現状での料金見直しは、未接続世帯の加入意欲を欠くこととなることに加え、その負担を既存の利用者のみに転嫁することとなり、公平性の観点からも理解を得ることが難しいため、まずは接続率の向上に努め、農業集落排水事業との均衡を図ることに取り組みます。
資産活用による収入増加の取組について	現時点において直ちに収入増加に活用可能な資産は有していませんが、将来的な収入確保の一環として、資産の有効活用についての検討を進めます。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状、施設の保守点検及び運転管理については民間委託を行っていますが、包括的民間委託や指定管理者制度等の導入の予定はありません。
職員給与費に関する事項	職員数については、現状を維持するものとし給与等の上昇率を加算し算定していますが、将来的に職員数も減少していくことが予想されるため、適切な人員配置の検討を進めます。
動力費に関する事項	電力料金が増加傾向にあるなか、経費削減は困難な状況ですが施設更新時におけるダウンサイジングや省エネ機器の導入により、効率的な施設運転に努め消費電力の削減に取り組みます。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	定期的な点検による修繕箇所の早期対応や適切なオーバーホールの実施を行うことで経費の削減を図るとともに、施設の長寿命化に取り組みます。
委託費に関する事項	委託業務の内容を見直し、効率化や合理化による経費の削減に取り組みます。
その他の取組	公営企業会計の専門知識、維持管理技術の習得や継承のための人材育成・確保に取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

(1) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	御坊市下水道事業の経営戦略においては、毎年度の決算実績に基づく投資・財政計画の進捗確認及び主要な経営指標を用いた客観的な評価を通じて計画値と実績値の乖離要因を分析する事後検証を継続的に実施し、その検証結果や施設老朽化の進行・人口減少等の社会経済情勢の変化を的確に反映させるため、5年ごとの定期的な見直しを行います。また、著しい乖離が生じた際の随時見直しを行うことで、中長期的な収支均衡を確保した持続可能な事業運営体制を構築します。
---------------------	---

(2) 下水道使用料の適正化に向けたロードマップ

項目／年度		実績			計画・目標									
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画 期間	当初	特定環境保全公 共下水道事業			計画期間：R3～R12									
	計画	農業集落排水事 業			計画期間：H29～R8									
	第1回改定				→									
進捗確認・事後検証					→									
経営戦略見直し				→					→					→
下水道使用料の検証					→									
下水道使用料改定														→
水洗化率(%) *1		56.11%	56.03%	56.04%	63.02%	65.45%	67.04%	68.62%	69.92%	70.95%	72.00%	72.54%	73.04%	73.31%
特定環境保全公共下水道事業		32.77%	31.24%	31.08%	37.54%	42.35%	45.57%	48.76%	51.40%	53.50%	55.63%	56.73%	57.76%	58.31%
農業集落排水事業		79.44%	80.81%	80.99%	88.50%	88.55%	88.51%	88.47%	88.43%	88.40%	88.37%	88.35%	88.32%	88.31%

*1 特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の平均値

下水道使用料の適正化（経費回収率向上）に向けた取組	<p>■収入の確保（下水道使用料の改定）</p> <p>定期的な経営戦略の見直しをおこない使用料適正化の必要性について検証し、必要に応じて使用料の見直しを進めることとします。検証に当たり、両事業の接続状況や個別合併浄化槽の使用料等を勘案し、使用料の見直し時期や改定内容については慎重に判断していきます。</p> <p>■接続率の向上</p> <p>これまで行っている接続率向上のため広報・啓発を継続的に実施するとともに、接続促進に係る新たな施策への取り組みを進めていきます。</p> <p>■経費の削減</p> <p>処理施設の計画的な点検管理をおこない、予防保全対策による施設の延命化を図るとともに、施設の更新整備にあたっては、適正規模へのダウンサイジングや省エネ機器等の導入による経費削減を進めていきます。</p>
---------------------------	---